

家庭系可燃ごみ有料指定袋制導入に向けた基本方針（概要版）

はじめに

私たちは「もの」に満ち溢れ、大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムが構築された社会の中で暮らしていますが、その社会は、便利で快適である一方、化石燃料の消費増加や森林破壊による温暖化、廃棄物の大量排出による公害といった環境問題を引き起こしています。

子供や孫、その先の将来の世代も豊かな自然のめぐみを継承するために、私たちは、資源を効率的に利用・再利用する「循環型社会」を構築する必要があります。

このため、本市では、「もったいないプラン（平成25年1月策定）」に基づき、ごみ減量の目標達成に向けて減量施策を講じていますが、ごみ減量の実効性を更に高めるため、廃棄物減量等推進審議会に「家庭系ごみの減量施策について」の諮問を行いました。そして、この度、もったいないプランに位置付けられた今後の整理に加え、更なるごみ減量・リサイクル施策を実施するために、ごみの有料化の検討が必要である旨の答申がありました。

本市では、もったいないプランの目的である「持続可能な循環型社会の実現」と、「ごみ処理に伴う環境負荷の軽減」を目指し、答申の趣旨を踏まえて、家庭系可燃ごみの有料化を進めることとします。

【もったいないプランの目標値（平成37年度）】

○一人1日当たりの家庭系ごみの排出量

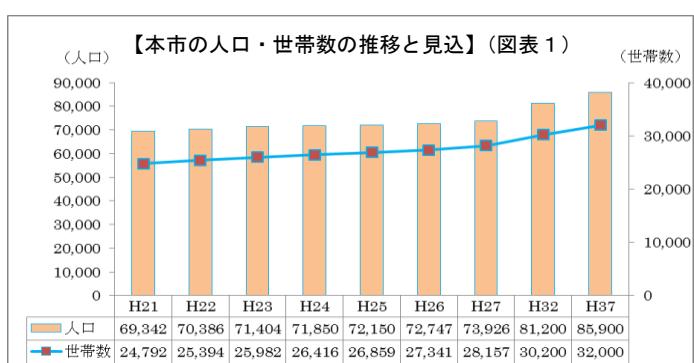
- ・可燃ごみ 326g／人・日（廃プラスチック類を含む）
(燃やすごみ30% 廃プラスチック類5%を減量)
- ・可燃ごみ以外のごみ 311g／人・日

○リサイクル率を40%とする

I. 本市のごみ処理の現状と課題

本市の人口は、関西文化学術研究都市建設による宅地供給などにより人口増加が続いているおり、平成37年の人口・世帯数は、それぞれ85,900人・32,000世帯になる見込みです。（図表1）

また、ごみ処理に要する経費も同様増加しており（図表2）市民一人あたりのごみ排出量が現状のまま推移すれば、今後、一層多くの財源をごみ処理に充てていく必要が生じます。



【家庭系ごみ処理経費の推移表】(図表2)

金額：千円

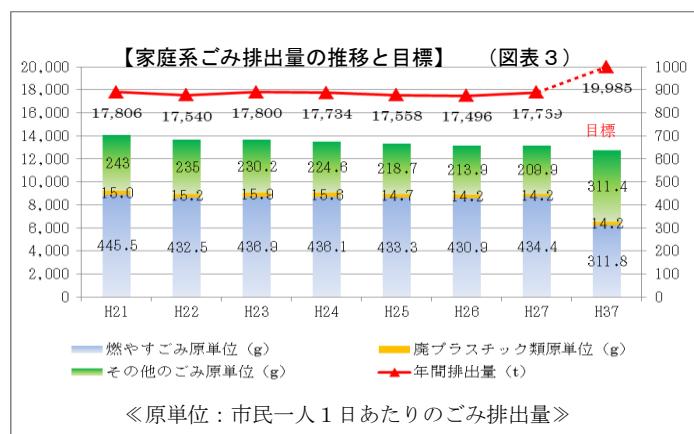
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収集運搬費用	可燃ごみ	230,100	230,670	233,276	257,574	261,535
	不燃ごみ	179,301	179,965	181,457	203,871	207,817
処分費用	可燃ごみ	321,666	287,288	332,416	383,415	413,161
	(うち起債償還額)	(一)	(一)	(36,109)	(36,058)	(36,009)
	不燃ごみ	130,821	134,659	135,660	141,130	164,467
ごみ処理経費合計		861,888	832,582	882,809	985,990	1,046,980
市民一人当たりごみ処理経費(円)		12,071	11,588	12,236	13,554	14,163
市税に占める割合(%)		9.80	9.60	10.08	10.89	11.34

ごみ排出量の総量は、平成 21 年度以降は概ね横ばいで推移しているものの、燃やすごみの一人 1 日あたりの排出量は特に減少が見られません。

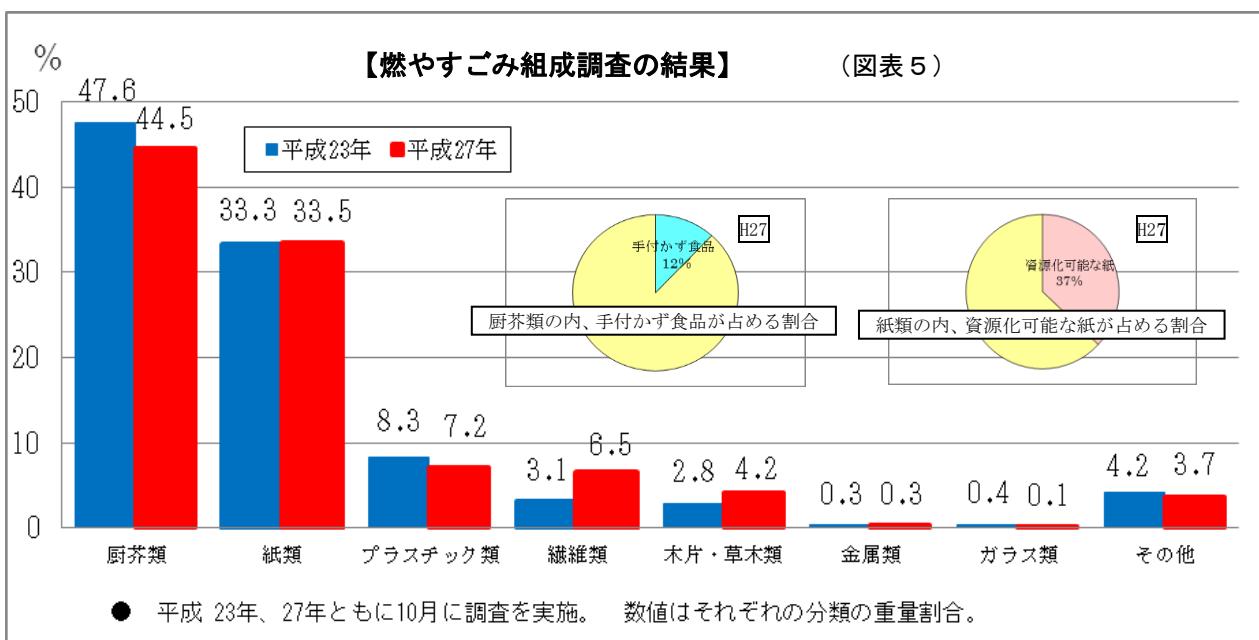
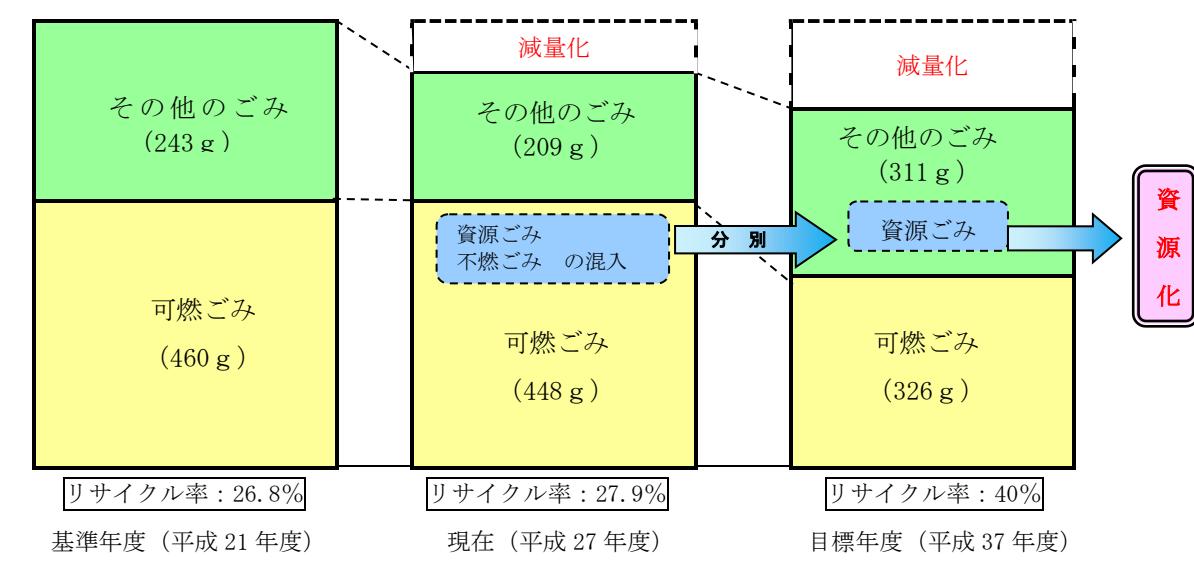
また、ごみの内訳では、燃やすごみが総重量の約 3 分の 2 を占めています。(図表 3)

この燃やすごみには、手付かずの食品や、資源化可能物が相当割合含まれていることから(参考【燃やすごみ組成調査の結果】

(図表 5))、もったいないプランでは、一人当たりのごみ排出量の削減と併せて、燃やすごみから再資源化可能な区分への分別を進め、リサイクル率を向上する目標を設定しています。



【もったいないプランのごみ減量の目標値と減量化・資源化の推進イメージ】(図表 4)



II. 「家庭系ごみ有料化」の目的・効果

全国の6割以上の自治体が、既に家庭系ごみ有料化を実施しており、ごみの減量効果や市民の意識改革、そして有料化による財源を活用した環境施策との相乗効果のあることが先進地の事例からも確認できます。

① 経済的インセンティブによる市民のごみ減量実践行動の促進

ごみ処理費用の一部を直接負担することで、経済的インセンティブが働き、ごみ減量に向けた実践行動を更に促すことができます。

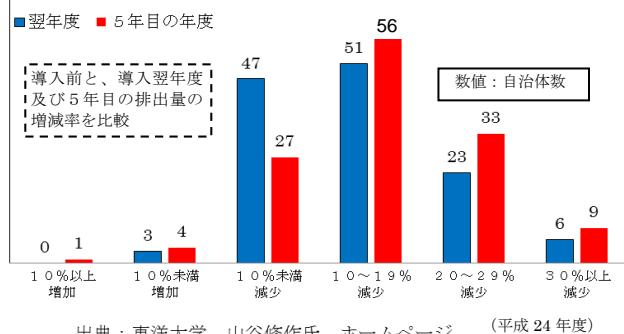
② ごみ処理費用の負担の公平化

排出量に応じた負担を求めることで、ごみ処理費用の負担の公平性を図れます。

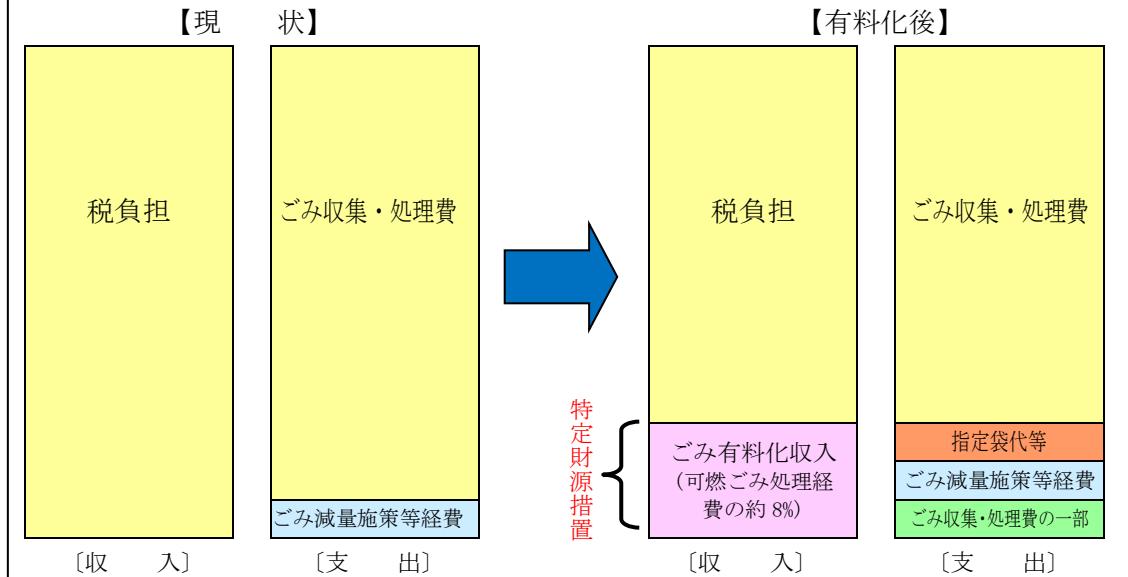
③ 家庭系ごみ排出削減と再資源化目標達成のための財源の確保

有料化による収入を、ごみ減量施策等の特定財源に活用することで、更なるごみの減量・資源ごみの有効活用が推進できます。

【有料化後の家庭ごみ排出量の減量効果】(図表6)



【有料化による家庭系ごみの処理費等の負担イメージ】(図表7)



※本イメージ図は、実際の税負担とごみ有料化による収入割合等によるものではありません。

④ ごみ焼却による環境負荷の低減

有料化により可燃ごみの減量化が進めば、ごみ収集運搬車両台数の減少と更なる環境負荷の低減を図ることができます。

III. 家庭系ごみ有料指定袋制について

① 導入の時期

平成 30 年 10 月 1 日（予定）

② 有料化するごみ

可燃ごみ（「燃やすごみ」及び「ビニール・プラスチックごみ」）

可燃ごみのみを有料化することで、可燃ごみに対する減量意識が働き、可燃ごみの発生抑制や再生利用、そして資源ごみへの分別を促進できます。

【分別区分の変更イメージ】（図表 8）

現在		可燃ごみ有料化後	
分別区分	手数料	分別区分	手数料
燃やすごみ	無料	可燃ごみ	有料
ビニール・プラスチックごみ	無料	ビニール・プラスチック容器包装	無料
ビニール・プラスチック容器包装	無料	燃やさないごみ	無料
燃やさないごみ	無料	粗大ごみ 他	無料
粗大ごみ 他	無料		

※この表は、簡略化したイメージで、実際の分別区分とは異なります。

③ 手数料の徴収方法

指定ごみ袋制

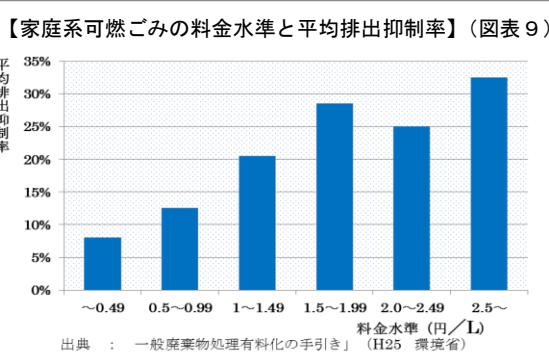
ごみを排出される際に、市が指定するごみ袋をお使いいただく制度です。有料化によるごみ処理手数料は、指定ごみ袋の購入代金としてお支払いただくことになります。

④ 料金単価について

1リットルあたり 1 円

料金の設定に際しては、ごみの発生抑制と分別促進効果、周辺自治体における料金水準などを考慮して、1リットルあたり1円とします。

- 先進自治体の状況として、1リットルあたり1円以上で、平均20%以上の減量効果が見られます。（図表9）
- 周辺自治体における料金水準として、1リットルあたり0.7円から1.7円の範囲で設定されており、平均して1円ぐらいの料金であります。（図表10）



【周辺自治体の料金水準】（図表10）

※可燃ごみ 1 Lあたりの料金

自治体	料金
京都市	1.0 円
福知山市	0.9 円
相楽東部（3町村）	0.7 円
南丹市	1.7 円
亀岡市	1.0 円
生駒市	1.0 円

(参考)

【木津川市の年間負担額の目安】(図表 11)

ごみ排出状況	年間負担額
1週間に 7L 袋を 2袋排出	728 円
1週間に 15L 袋を 2袋排出	1,560 円
1週間に 30L 袋を 2袋排出	3,120 円
1週間に 45L 袋を 2袋排出	4,680 円

【市内の過去の指定袋料金】(図表 12)

(1枚当たり)

旧加茂町 (燃やすごみ)	45L	50 円
	30L	30 円
旧山城町 (資源ごみ)	45L	11.7 円
	30L	8.8 円
	20L	6.9 円

⑤ 有料指定ごみ袋の大きさ(可燃ごみ用)

7リットル用、15リットル用、30リットル用、45リットル用

(7円／枚) (15円／枚) (30円／枚) (45円／枚)

※価格は消費税込みです

指定袋は、収集時に中身の確認ができるように、透明の袋で製造します。

⑥ 社会的配慮

紙おむつ使用者やボランティア清掃活動に配慮します

○紙おむつ使用者

紙おむつを日常的に使用される乳幼児や障がいのある方、介護の必要な方は、その使用量を減らすことが困難であるので、「紙おむつ」については、有料化の対象から除外します。

なお、収集時に中身が紙おむつであることや、混入物のないことを確認するために、無色透明または中身が確認できる白色半透明の市販の袋での排出とします。

○ボランティア清掃活動

アダプトプログラムや地域清掃等の公共用地を対象としたボランティア清掃活動には、地域の環境美化の促進を図るという観点から、専用のごみ袋を無料配布します。

個人で公共用地の清掃を自主的にいただける方にも、専用のごみ袋を無料配布します。

IV. 市民サービスの一層の向上に向けた財源の活用について

有料化による手数料収入は、ごみ減量施策の拡充等、市民サービスにつながるような活用の検討を進めています。

V. 制度の評価・見直し

家庭系可燃ごみの有料化により、どのような減量効果が見られるかを評価するために、導入後において、定期的にPDCAサイクルによる点検を行います。また点検の結果、効果が見られない場合等は、制度・施策について改善に向けた検討、見直しを行います。

【点検項目】
・可燃ごみの排出抑制は進んでいるか。
・資源ごみの再生利用は進んでいるか。
・市民意識が向上し、分別の徹底が進んでいるか。
・不法投棄が増加していないか。
・手数料の使途は広く活用されているか。また効果はあるか。

VI. その他

① 市民への周知・啓発

家庭系可燃ごみの有料化は、全ての市民の日常生活に関わる施策であることから、市民の理解を得るように、きめ細かな市民説明会の開催や、広報、ホームページによる周知を行います。

また、指定ごみ袋制度の移行を円滑に進めるため、導入直前に「おためし袋」を全戸に配布します。

おためし袋・・全サイズの指定ごみ袋を数枚ずつセットにしたもの

② 不法投棄・不適正排出等の対応

家庭系可燃ごみの有料化後も、ごみが空地や道路等へ不法投棄されることを防止するため、不法投棄パトロールの強化や不法投棄防止の啓発等、その対策に取り組みます。

また、指定袋以外での排出、有料化されていない他の分別ごみへの可燃ごみの混入、更に地域や集合住宅のごみ集積場所への不適正なごみの持込みなどがされないように、啓発活動等を進めます。

③ 指定ごみ袋の販売

市民が指定ごみ袋を容易に購入できるように、市内全域を対象に指定ごみ袋の取扱販売店を選定していきます。また、市役所においても販売します。

なお、販売店として決定した店舗については、広報やホームページを通じて、市民への周知を行います。

④ 今後の予定

9月に予定されています木津川市議会第3回定例会に、家庭系可燃ごみ有料指定袋制の導入に係る条例改正を提案します。改正案が可決されれば、平成30年10月に向け準備を行っていきます。